

第 88 号

熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究指導所条例及び熊本県手数料条例の一部を改正する条例

(熊本県林業研究指導所条例の一部改正)

第1条 熊本県林業研究指導所条例(昭和36年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県林業研究・研修センター条例

第1条中「及び指導」を「、指導及び研修」に、「行なう」を「行う」に、「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、「「研究指導所」」を「「センター」」に改める。

第2条中「研究指導所」を「センター」に改める。

第4条第1項中「研究指導所」を「センター」に改め、同条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第652号中「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、「林業研究指導所試験手数料」を「林業研究・研修センター試験手数料」に改め、同号ア中「510円」を「520円」に、「2,270円」を「2,310円」に改め、同号イ中「930円」を「950円」に、「2,270円」を「2,310円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,200円」に、「71,060円」を「72,380円」に改め、同項第653号中「熊本県林業研究指導所」を「熊本県林業研究・研修センター」に、「林業研究指導所成績書複本又は証明書交付手数料」を「林業研究・研修センター成績書複本又は証明書交付手数料」に、「430円」を「440円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例のうち、第1条中熊本県林業研究指導所条例題名の改正規定、同条例第1条、第2条及び第4条第1項の改正規定並びに第2条中熊本県手数料条例第2条第1項第6

5 2号の改正規定（同号アからウまでの改正規定を除く。）及び同項第6 5 3号の改正規定（「4 3 0円」を「4 4 0円」に改める部分を除く。）は平成3 1年4月1日から、その他の規定は平成3 1年1 0月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定（熊本県林業研究指導所条例第4条第2項の改正規定に限る。）による改正後の熊本県林業研究・研修センター条例第4条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定（熊本県手数料条例第2条第1項第6 5 2号の改正規定（同号アからウまでの改正規定に限る。）及び同項第6 5 3号の改正規定（「4 3 0円」を「4 4 0円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第6 5 2号及び第6 5 3号の規定は、同項第6 5 2号の改正規定（同号アからウまでの改正規定に限る。）及び同項第6 5 3号の改正規定（「4 3 0円」を「4 4 0円」に改める部分に限る。）の施行の日以後に行われる申込み又は請求に対する材質試験等又は成績書複本等の交付に係る手数料について適用し、同日前に行われる申込み又は請求に対する材質試験等又は成績書複本等の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

林業研究指導所の設置目的等を変更するとともに、消費税法（昭和6 3年法律第1 0 8号）の一部改正等に伴い適切な措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。